

重要事項説明書

通所介護

(介護予防・日常生活支援総合事業)

医療法人 城南ヘルスケアグループ
生活応援デイサービス「エール」

1. 法人の概要

- 一. 法人名 医療法人 城南ヘルスケアグループ
- 二. 所在地 熊本市南区城南町舞原無番地
- 三. 電話番号 0964-28-2555
- 四. FAX番号 0964-28-4849
- 五. 代表者名 理事長 小野 友道

2. 事業所の概要

- 一. 事業所名 生活応援デイサービス「エール」
- 二. 所在地 熊本市南区城南町舞原無番地
- 三. 事業所番号 4370115851
- 四. 電話番号 0964-46-6555
- 五. FAX番号 0964-46-6560
- 六. 管理者名 羽祢田 陽一
- 七. 利用者定員 1単位 40名

3. 事業の目的と運営方針

- 一. 通所介護は、利用者(要介護者)を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことを目的とする。
- 二. 事業所の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 三. 事業所の従事者は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援計画書(ケアプラン)に基づいて、必要な日常生活上の介護(入浴、排せつ、食事、機能訓練等)を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の日常生活の自立に資することを目指し、さらにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、その他必要な援助を行う。
- 四. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 五. 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4. 職員体制

職 種	職員数	業務内容
管理者 (兼務)	1名	当施設職員に対して、法令等の規定を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。(生活相談員と兼務)
生活相談員 (兼務)	1名以上	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるように事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業所との連携を行う。(介護職員と兼務)
看護師	1名以上	通所介護サービス提供時のバイタルサインの変化を捉え、医学的な安全管理を行う。内服確認、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、通所介護計画に基づく健康観察や健康管理を行う。(機能訓練指導員と兼務)
介護福祉士 介護職員	1名以上	通所介護計画に基づき、利用者・家族へ介護技術を提供する。また集団活動やレクリエーションなど通所介護サービスを円滑に行うためのサポートを行う。
機能訓練指導員 (理学療法士) (作業療法士)	1名以上	利用者・家族の希望を踏まえ、通所介護計画に基づき、個別機能訓練計画書を作成し、心身の状態に応じた集団での体操や自宅での生活を想定したリハビリ、レクリエーションなどを行う。
言語聴覚士 (非常勤)	1名以上	通所介護計画書アセスメントに基づき、口腔機能訓練計画書を作成し、口腔機能向上に資するプログラムの提供と摂食嚥下機能の観察等を行う。
管理栄養士 (非常勤)	1名以上	通所介護計画書やアセスメントに基づき、栄養改善計画書を作成し、食事形態や食事量等の評価、アドバイス等を行う。
あん摩・マッサージ 指圧師	1名以上	利用者に対してマッサージのサービスを提供することによって、心身機能の維持向上にあたる。(機能訓練指導員と兼務)

5. 勤務体制

職 種	勤務時間
管理者	8時15分 ~ 17時15分
生活相談員	8時15分 ~ 17時15分
看護師	8時15分 ~ 17時15分
介護福祉士(介護職員)	8時15分 ~ 17時15分

機能訓練指導員(理学・作業療法士)	8時15分 ~ 17時15分
言語聴覚士	11時30分 ~ 12時30分
管理栄養士	11時30分 ~ 12時30分
あん摩マッサージ指圧師	9時00分 ~ 16時00分

6. 営業日・営業時間

- 一. 営業日 月曜日から金曜日までの週5日、祝日
但し、12月29日から1月3日までは除く。また法人の都合で、営業日の変更が発生することもあり得る。
- 二. 営業時間 8時15分 ~ 17時15分
- 三. サービス提供時間 9時25分 ~ 15時35分

7. 事業の実施地域

- 一. 熊本市南区(城南)舞原、出水、今吉野、築地、坂野、千町、沈目、塚原、陳内、鰐瀬、藤山、永、碓、隈庄、宮地、下宮地、丹生宮、高、六田、阿高、東阿高、赤見、島田、さんさん
- 二. 熊本市南区(富合)清藤、木原、平原、新、榎津、廻江、南田尻
- 三. 上益城郡(甲佐)麻生原、田口、津志田、中山、府領、南三箇、世持、古閑、船津
※送迎が必要な利用者には、車輛による送迎を行います。又、実施地域外から利用を希望される場合はご相談下さい。但し送迎車の巡回、時間、定員、道路事情等により、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
尚、居宅(自宅・施設・ホーム等)と事業所の送迎であり、途中下車はできません。

8. 介護保険給付対象サービス

項目	サービス内容
一 健康観察、管理	日々の検温、血圧、脈拍、定期的な体重測定など、利用者の全身状態を把握し、健全な生活を送れるように支援します。
二 日常生活援助・支援 (生活リハビリ)	入浴及び更衣場面で、介護福祉士や作業療法士等が中心に動作の評価を行う。身体機能に応じた助言や一部介助を行い、利用者の能力を引き出しながら支援する。必要に応じて福祉用具等も検討、使用する。
	食事の摂取状態(飲み込みや食べ方)を評価しながら、姿勢調整や食具選定などの援助、助言を行う。また嚥下機能維持、向上の為、首や口の体操、唾液分泌のマッサージを行う。食事量の観察を行う。
	利用者の状況に応じて排泄機能の維持向上を図ると共に、自立についても適切な援助を行う。

三 個別機能訓練 (運動、認知機能)	通所介護計画やアセスメントに沿って機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士など)が身体・認知機能の維持向上を目的に機能訓練や生活動作訓練を行う。
四 個別機能訓練、口腔ケア (口腔・栄養)	言語聴覚士や管理栄養士、看護師等の専門職が通所介護計画やアセスメントに沿って、訓練や助言を行い、口腔機能維持向上や、栄養状態の維持改善を図る。介護職員も含め、口腔ケアに対する支援、助言を行う。
五 レクリエーション・趣味活動	レクリエーション活動や趣味活動への参加を通して社会的交流を図り、楽しみや孤立感の解消を図る。
六 相談及び援助	利用者とその家族からの心身機能や生活支援などの相談を受ける。適宜、助言やアドバイスを行う。
七 送迎	自宅から施設までの送迎を行う。その際、家族との情報交換・交流も行う。

9. 費用

本施設は大規模型通所介護 I の指定を受けており、サービス利用料ならび実費に関して、別表 1 に定める(予防介護)通所介護利用料金表にて説明を行う。尚、介護保険制度が改定された場合の改定料金については、その都度別表 1 を改定し、説明の上、同意を得る。

10. 支払方法

毎月 15 日までに「料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料金明細書により請求する。支払い方法は①銀行口座引き落とし、②翌月 25 日までに、「くまもと南部広域病院の1階の総合窓口」へ利用料金明細書を持参。支払い確認後、領収証を発行する。

11. 事故発生時の対応方法

- 一. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医やご家族へ連絡する等の措置を講じる。
- 二. 主治医への連絡が困難な場合は、緊急運搬等の必要な措置を講じるものとする。
- 三. サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業所(介護予防にあっては地域包括支援センター)などに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 四. 事故の状況、及び事故に際して行った処置について記録する。
- 五. 利用者に対するサービス提供によって賠償すべき事故が発生した場合は、当法人の規定に則り損害賠償を行う。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り対応する			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画に則り年 2 回避難訓練を行う			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	なし	防火扉	1個所
	避難出入り口	3個所	屋内消火栓	なし
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導等	4個所	北・南・東・西口	あり
	※カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用			

- 一. 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する。
- 二. 計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 三. 防火管理者はくまもと南部広域病院総務課長を当て、火元責任者には事業所管理者を充てる。
- 四. 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を実施する。
- 五. 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち合う。
- 六. 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- 七. 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- 八. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・ 消防署又はくまもと南部広域病院を含めた防火教育、消防訓練 : 年2回以上
 - ・ 非常災害用設備の使用法の徹底 : 随時
- 九. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとる。

13. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 一. 食中毒および感染症の発生を防止するなどの措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 二. 医薬品の管理については、当事業所の実情より、必要に応じて地域の薬局の薬剤師の協力を得て行う。
- 三. 空調設備などにより施設内の適温の確保に努める。

14. 身体拘束・虐待の禁止

- 一. 事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合はこの限りではない。その場合には「医療法人城南ヘルスケアグループく

まもと南部広域病院身体拘束廃止マニュアル」に基づき、利用者・後見人・家族へ十分な説明を行い、同意を得ると共にその期間、利用者の心身状況並びに緊急且つやむを得ない理由及び経過について記録する。

- 二. 事業者及び従業者は「医療法人城南ヘルスケアグループくまもと南部広域病院身体拘束廃止マニュアル」に基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対し虐待行為は行わない。

15. 職場におけるハラスメントに対する措置

※ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる。

- 一. 事業主の方針などの明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行う。
- 二. 相談窓口を設置(苦情を含む)し相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。相談報告、対応の手順、相談シートの活用を行う。
- 三. 被害者への配慮のための取り組み
メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して一人に対応させないなどの対応策の実施。
- 四. 被害防止のための取り組みとして、マニュアル作成や従業者に向けた研修の開催。

16. サービス内容・ハラスメント等に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 羽祢田 陽一 利用時間 8時15分～17時15分 利用方法 電話(0964-46-6555) 面接(当事業所内カンファレンス室) 苦情箱(北玄関口に設置)
公共機関お客様相談窓口	一. 熊本市 介護事業指導課 電話(096-328-2311) 二. 熊本県庁 高齢者支援総室 電話(096-333-2215) 三. 熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情・相談窓口 電話(096-214-1101)

17. 秘密保持ならび個人情報保護

当事業所では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用する。尚、下記の目的以外には利用しない。また別表 2 にて個人情報の取り扱いについて同意を得る。

- 一. 医療・介護サービスの提供

- 二. 医療費・介護給付金の保険請求事務
- 三. 法令に基づく照会・届出・調査・検査・実施指導
- 四. 会計・経理、事業所管理、医療・介護事故の報告、当該患者・利用者のサービスの向上
- 五. 他の医療機関等(病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等)との連携
- 六. 他の医療機関等からの照会への回答
- 七. 診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- 八. 検体検査業務の委託等
- 九. 家族等への症状説明
- 十. 診療体制の変更等患者様の診療に関する案内
- 十一. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出
- 一二. 業務の維持改善の為の基礎資料、看護学生等の実習、当施設での症例研究
- 十三. 医療・介護の発展を目的とした学術研究での利用
- 十四. 外部監査機関への情報提供

※上記の利用目的で同意し難い事項がある場合、当事業所までお申し出下さい。お申し出がないものに関しましては同意が得られたものとして取り扱いたします。尚、この申し出はいつでも撤回、変更することができます。また診療録等についての個人情報の開示を求められる場合や、その他疑問等ございましたら同様に当事業所までお申し出下さい。閲覧や謄写を希望の場合は、開示・謄写に必要な費用が発生いたします。

18. 留意事項(ご利用時間帯)

項目	内容
一.喫煙・飲酒	施設内全面禁煙、飲酒禁止。
二.火気の取扱い	ライター・マッチ等の火器持ち込み禁止。
三.設備・器具の利用	設備・器具は職員の指示に基づき、本来の使用目的と用法に従って利用する。 ※これに反する利用により破損等が生じた場合、利用者に弁償して頂く可能性があります
四.金銭・貴重品の管理	所持金品は自己の責任で管理する。

五.宗教活動・政治活動	利用者は、当サービス利用中に他者に対する一切の宗教活動及び政治活動を行わない。
六.送迎の利用	送迎時の途中下車不可。
七.差し入れ・飲食物の持ち込み	衛生管理上、飲食物の持ち込み禁止。 ※金銭及び物品(飲食物等)の受け取りはお断りしています。利用者間でのやり取りもご遠慮下さい。
八.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護サービス利用中の医療保険による診察不可。(状態急変時はこの限りではありません) ・利用者は主治医からの指示事項(お薬・食形態など)があった場合、又は気分不良になった際は速やかに申し出る。 ・体調不良で通所介護サービスに適さないと判断される場合、サービス提供を中止する場合がある。 ・本施設外での利用者の行動に関しては、当サービスに含まれない。

19. 留意事項(訓練や運動中)

通所介護サービスを受けることによる『予期せぬ事故や疾患』として以下の内容が挙げられる。

(ア) 転倒事故やリハビリによる危険性

職員は利用者の身体機能を把握し、十分注意をしてサービスの提供を行いますが、転倒や骨折の危険性は常にある。

(イ) 心肺機能悪化の危険性

ご利用時の血圧測定など十分注意してサービスの提供を行いますが、心臓や肺に負荷がかかることで血圧の変動や不整脈、呼吸不全等をきたす恐れがある。

(ウ) 誤嚥・窒息

摂食嚥下(食べる・飲み込む)の評価、および食事指導場面で、誤嚥や窒息を来たす可能性がある。

※疑問に感じた事や、気がかりな事がありましたら、いつでも職員へお申し出ください。

20. その他

通所介護計画の作成及び説明と同意の実施	通所介護計画を作成し、サービスの実施内容を明らかにし、ケアプランや目標の変更毎に再評価、更新しする。個別機能訓練計画書は目標の達成状況等の評価結果を踏まえ、3か月毎に評価、再作成をする。利用者に説明の上、承認を受ける。
---------------------	---

記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。また通所介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。
従業員研修・勉強会	当施設は、必要に応じた研修会・勉強会への参加を推進している。
急変時の対応	<p>利用中に病状・症状の急変、若しくは発症した場合、くまもと南部広域病院外来の受診を促すことがある。</p> <p>※利用中に外来受診等の医療保険を利用した場合、その時点で通所介護サービスの利用は終了となります。</p>

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、通所介護の重要事項及びサービス内容、個人情報管理、(予防)通所介護料金の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業所(乙) 住 所 熊本市南区城南町舞原無番地
事業者名 医療法人 城南ヘルスケアグループ
生活応援デイサービス「エール」

事業所番号 4370115851

代表者名 理事長 小野 友道

説明者

職 種

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護の重要事項及びサービス内容、個人情報管理、(予防)通所介護料金の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者(甲) 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

続柄()

